

2008年11月28日

各位

株式会社みずほフィナンシャルグループ

株券電子化に伴う当社株式の売買停止等、取扱いに関するお知らせ

平成21年1月5日（月）に株券電子化が実施される^{※1}に伴う当社株式の売買停止期間の設定等、普通株式および端株（単元未満株式）の取扱いにつきまして、以下の通りお知らせいたします。

1. 普通株式の売買停止について

当社は株券電子化にあわせて、端株整理のため端数等無償割当て^{※2}を実施し、単元株式制度^{※3}を採用することから、東京証券取引所及び大阪証券取引所における売買が以下の期間停止されます。

平成20年12月25日（木）～平成20年12月30日（火）

2. 端株（株券電子化実施後においては、単元未満株式）の取扱いについて

株券電子化実施前後における端株等の取扱いは、以下の通りとさせていただきます。

	対象となる取引		制限（受付停止）する期間
株券電子化 の実施前	買 増	（端株の買増）	平成20年12月12日（金）から 平成21年1月4日（日）まで
	買 取	（端株の買取）	平成20年12月25日（木）から 平成21年1月4日（日）まで
株券電子化 の実施後	買 増	（単元未満株式の買増）	平成21年1月5日（月）から 平成21年1月25日（日）まで
	買 取	（単元未満株式の買取）	

※1：「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）が平成21年1月5日（月）に施行されます。

※2：株券電子化後の新しい「振替制度」のもとでは端株を取り扱うことができないことから、平成21年1月4日（日）を効力発生日として、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）第88条の規定に基づく端数等無償割当てを行うと同時に、単元株式制度を導入し、端株を単元未満株式に移行する方法により端株制度を廃止いたします。

※3：なお、平成20年5月15日（木）開催の取締役会決議により、平成21年1月4日（日）付をもって、当社の普通株式及び各種優先株式の単元株式数は100株となります。

以 上